

議案第50号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 障害児総合療育施設	第2章 心身障害児総合療育施設
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節 児童発達支援センター（第10条 第15条）	第2節 つぼみ園（第10条 第12条の4）
	第3節 めぶき園（第13条 第15条）
	第4節 わかば園（第16条 第18条）
第3章 [略]	第2章の2 [略]
第1節 相談・検査施設（第16条 第18条）	第1節 相談・検査施設（第18条の2 第18条の4）
第2節 児童発達支援センター（第19条 第21条）	第2節 すみれ園（第18条の5 第18条の7）
	第3節 たんぽぽ園（第18条の8 第18条の10）
第4章 障害者福祉施設みのり園（第22条 第27条）	第3章 心身障害者福祉施設みのり園（第19条 第24条）
第5章 補則（第28条 第30条）	第4章 補則（第25条 第27条）
附則	附則

(設置)

第1条 障害児に対する療育及び障害者の日中の活動の支援を行うことにより、障害児及び障害者の福祉の増進を図るため、さいたま市総合療育センターひまわり学園(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
障害児総合療育施設	[略]
障害者福祉施設みのり園	[略]

2 障害児総合療育施設に次の施設を置く。

- (1) [略]
- (2) 児童発達支援センター

3 療育センターさくら草に次の施設を置く。

- (1) [略]
- (2) 児童発達支援センター

## 第2章 障害児総合療育施設

(業務)

第5条 障害児総合療育施設に置く相談・検査施設(以下この節において「施設」という。)は、障害児のために次に掲げる業務を行う。

- (1)~(6) [略]
- (7) 地域における療育の支援に関すること。
- (8) さいたま市立の特別支援学校との連携に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 第2節 児童発達支援センター

(業務)

第10条 障害児総合療育施設に置く児童発達支援センター(以下この節において「児童発達支援センター」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する施設として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童発達支援に関すること。

(設置)

第1条 心身障害児・者に対して療育及び教育を行うことにより心身障害児・者の福祉の増進を図るため、さいたま市総合療育センターひまわり学園(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
心身障害児総合療育施設	[略]
心身障害者福祉施設みのり園	[略]

2 心身障害児総合療育施設に次の施設を置く。

- (1) [略]
- (2) つぼみ園
- (3) めぶき園
- (4) わかば園

3 療育センターさくら草に次の施設を置く。

- (1) [略]
- (2) すみれ園
- (3) たんぼぼ園

## 第2章 心身障害児総合療育施設

(業務)

第5条 相談・検査施設(以下この章において「施設」という。)は、心身障害児のために次に掲げる業務を行う。

- (1)~(6) [略]

### 第2節 つぼみ園

(業務)

第10条 つぼみ園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条の3の規定による肢体不自由児通園施設として、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童のために治療、機能訓練及び生活指導に関する業務を行う。

(2) 医療型児童発達支援に関すること。

(定員)

第11条 児童発達支援センターの定員は、100人とする。

(利用者の資格)

第12条 児童発達支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する児童及びその保護者とする。

- (1) 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定に係る児童
- (2) 児童の保護者が当該児童について法第21条の5の4第1項第1号に該当することにより同項の規定による特例障害児通所給付費の支給を受けることが見込まれる場合における当該児童
- (3) 法第21条の6の規定による措置に係る児童

(使用料)

第13条 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第3号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び同項に規定する通所特定費用を、児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

- (1) 前条第1号に該当する児童の保護者 法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額
- (2) 前条第2号に該当する児童の保護者 法第21条の5の4第2項第1号に掲げる額

2 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第21条の5の28第2項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

(退所等)

第14条 市長は、児童発達支援センターに通所する児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童を退所させ、又はその通所を一時停止することができる。

- (1) 指導の結果、通所の目的を達成したと認められるとき。
- (2) [略]
- (3) 児童発達支援センターの管理上、特に必要が

(定員)

第11条 つばみ園の定員は、40人とする。

(入園の資格)

第12条 つばみ園へ入園できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第24条の3第6項に規定する施設受給者証に記載された児童
- (2) 法第27条第1項第3号の規定による措置に係る児童

(使用料)

第12条の2 法第24条の2第1項に規定する障害児施設給付費の支給の対象となる指定施設支援を受けた保護者は、当該指定施設支援に要した費用から同条第2項若しくは第3項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により市長が定める額を、つばみ園の使用料として、市長に納付しなければならない。

(退園等)

第12条の3 市長は、通園児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通園児童を退園させ、又はその通園を一時停止することができる。

- (1) 指導の結果、入園の目的を達成したと認められるとき。
- (2) [略]
- (3) つばみ園の管理上、特に必要があると認めら

あると認められるとき。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特別の必要があると認めるときは、児童発達支援センターの使用料を減額し、又は免除することができる。

### 第3章 [略]

#### 第1節 [略]

(業務)

第16条 療育センターさくら草に置く相談・検査施設(以下この節において「施設」という。)は、障害児のために第5条各号に掲げる業務を行う。

第17条 [略]

第18条 [略]

れるとき。

(使用料の減免)

第12条の4 市長は、特別の必要があると認められるときは、つばみ園の使用料を減額し、又は免除することができる。

#### 第3節 めぶき園

(業務)

第13条 めぶき園は、法第43条の規定による知的障害児通園施設として、知的障害児のために生活指導に関する業務を行う。

(定員)

第14条 めぶき園の定員は、30人とする。

(準用)

第15条 第12条から第12条の4までの規定は、めぶき園について準用する。

#### 第4節 わかば園

(業務)

第16条 わかば園は、法第43条の2の規定による難聴幼児通園施設として、難聴の児童のために聴能訓練、言語機能訓練及び生活指導に関する業務を行う。

(定員)

第17条 わかば園の定員は、30人とする。

(準用)

第18条 第12条から第12条の4までの規定は、わかば園について準用する。

### 第2章の2 [略]

#### 第1節 [略]

(業務)

第18条の2 相談・検査施設(以下この章において「施設」という。)は、心身障害児のために第5条各号に掲げる業務を行う。

第18条の3 [略]

第18条の4 [略]

## 第2節 児童発達支援センター

(業務)

第19条 療育センターさくら草に置く児童発達支援センター(以下この節において「児童発達支援センター」という。)は、法第43条に規定する施設として、第10条各号に掲げる業務を行う。

(定員)

第20条 児童発達支援センターの定員は、60人とする。

(準用)

第21条 第12条から第15条までの規定は、児童発達支援センターについて準用する。

## 第4章 障害者福祉施設みのり園

(業務)

第22条 障害者福祉施設みのり園(以下「みのり園」という。)は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条の規定による身体障害者福祉センター及び障害者のための福祉施設として、次に掲げる業務を行う。

(1)~(3) [略]

(4) 障害者福祉団体に対する活動の場の提供に関すること。

(利用者の資格)

第23条 みのり園を利用することができる者は、

## 第2節 すみれ園

(業務)

第18条の5 すみれ園は、法第43条の3の規定による肢体不自由児通園施設として、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童のために治療、機能訓練及び生活指導に関する業務を行う。

(定員)

第18条の6 すみれ園の定員は、30人とする。

(準用)

第18条の7 第12条から第12条の4までの規定は、すみれ園について準用する。

## 第3節 たんぽぽ園

(業務)

第18条の8 たんぽぽ園は、法第43条の規定による知的障害児通園施設として、知的障害児のために生活指導に関する業務を行う。

(定員)

第18条の9 たんぽぽ園の定員は、30人とする。

(準用)

第18条の10 第12条から第12条の4までの規定は、たんぽぽ園について準用する。

## 第3章 心身障害者福祉施設みのり園

(業務)

第19条 心身障害者福祉施設みのり園(以下「みのり園」という。)は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条の規定による身体障害者福祉センター及び知的障害者のための福祉施設として、身体障害者及び知的障害者のために、次に掲げる業務を行う。ただし、知的障害者に対しては第2号の業務は、除くものとする。

(1)~(3) [略]

(4) 心身障害者福祉団体に対する活動の場の提供に関すること。

(利用者の資格)

第20条 みのり園を利用することができる者は、

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第24条 [略]

第25条 [略]

（利用の許可の取消し等）

第26条 市長は、第24条の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1)～(4) [略]

第27条 [略]

第5章 [略]

第28条 [略]

（指定管理者による管理）

第29条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、みのり園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第22条第4号に規定する業務

(2)・(3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第22条第1号から第3号までに規定する業務

(2) 第24条の規定により、みのり園の利用の許可をすること。

(3) 第25条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、許可をしないこと。

(4) 第26条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(5) [略]

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園

身体障害者及び知的障害者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第21条 [略]

第22条 [略]

（利用の許可の取消し等）

第23条 市長は、第21条の利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1)～(4) [略]

第24条 [略]

第4章 [略]

第25条 [略]

（指定管理者による管理）

第26条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、みのり園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第19条第4号に規定する業務

(2)・(3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第19条第1号から第3号までに規定する業務

(2) 第21条の規定により、みのり園の利用の許可をすること。

(3) 第22条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、許可をしないこと。

(4) 第23条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するとき又は利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に違反したときに、利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(5) [略]

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、心身障害児総合療育施設、療育センターさくら草及びみのり園

の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

り園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後のさいたま市総合療育センターひまわり学園条例第 1 3 条 ( 同条例第 2 1 条において準用する場合を含む。 ) の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。